

都市機能の整った快適なまち推進プラン

2024年（令和6年）2月

逗子市

目次

第1章 計画の策定について

1-1	策定の目的	2
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	4
1-4	計画の推進	4

第2章 都市機能の整った快適なまちにするために

2-1	4つの基本目標	5
2-2	プランの体系	6
2-3	基本目標を達成するための取り組みの内容（アクション）	7
2-4	重点事業	21
	用語解説	28

第1章 計画の策定について

1-1 策定の目的

2015年（平成27年）3月に策定された「逗子市総合計画」では、逗子市のいつまでも変わることのない理想像に着実に近づけるため、将来像と分野ごとの「5本の柱（めざすべきまちの姿）」、その実現のための「取り組みの方向」が定められました。

都市機能の整った快適なまち推進プランは、5本の柱の一つである「安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」を実現するため、「取り組みの方向」である「都市機能の整った快適なまち」を具体化するために、基本的な考え方や方向性を示したものです。

「都市機能の整った快適なまち」への取り組みの方向（逗子市総合計画より）

市民の安全で快適な都市生活を維持し、拡充を図るため、高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要です。

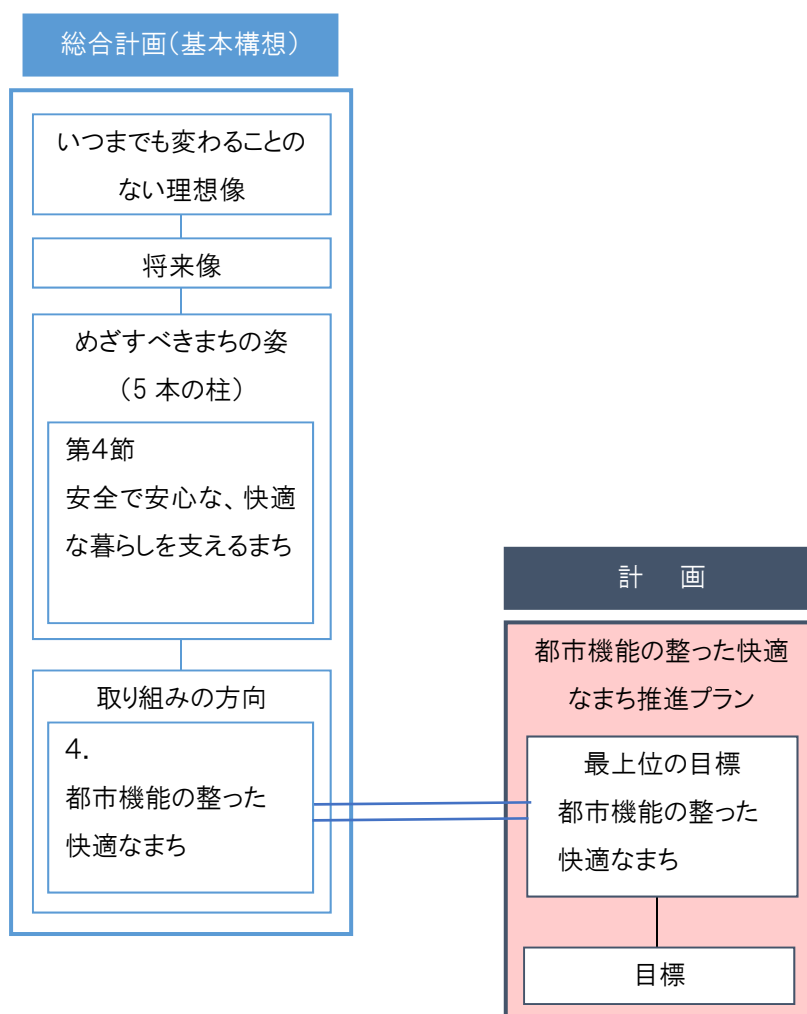
本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー※化を図り、また、地震をはじめとした自然災害を考慮した都市機能の再編・再整備を計画的に進めます。

1-2 計画の位置づけ

「逗子市総合計画」は、2023年度（令和5年度）に中期実施計画が策定され、その中で市の計画体系は総合計画を最上位とし、基本構想の考えに沿った個別計画を必要に応じて策定することとなりました。

本計画は、総合計画基本構想における「取り組みの方向」と最上位の目標等とが整合する形で策定しています。

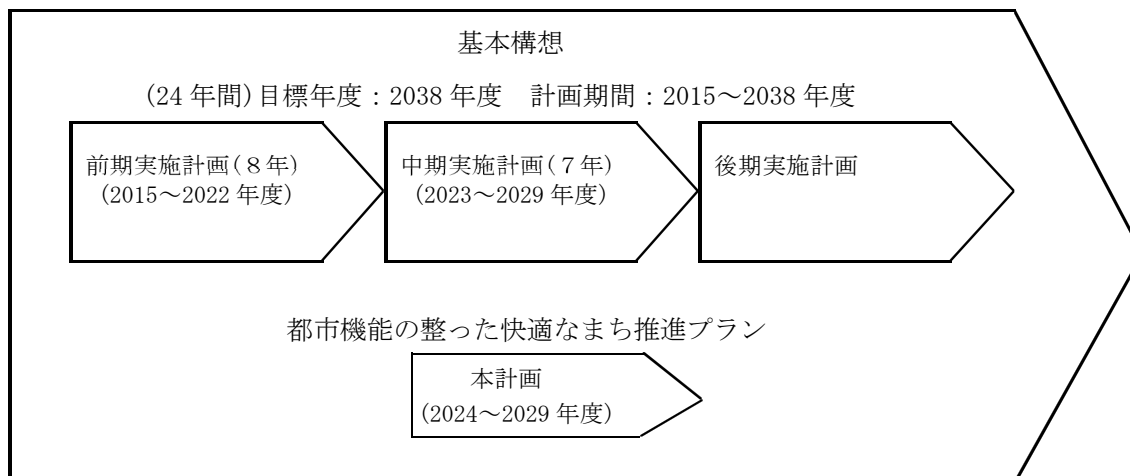
●逗子市総合計画と本計画との関係



1-3 計画の期間

現在の総合計画は、計画期間を2015年度（平成27年度）から2038年度（令和20年度）までの24年間としており、総合計画実施計画については全体の計画期間を前期・中期・後期と区切っています。このため、都市機能の整った快適なまち推進プランは、計画期間を2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）とします。

●計画期間のイメージ図



1-4 計画の推進

- (1) 都市機能の整った快適なまち推進プランに位置付けられた事業（以下「事業」という。）は、「逗子市総合計画」及び「逗子市公共施設等総合管理計画」と整合を図りながら実施していきます。
- (2) 事業は次のとおり分類します。
 - ①総合計画実施計画に位置付けられた具体的施策に基づく重点事業及び「都市機能の整った快適なまち」を実現するために必要な重点事業
 - ②その他事業
- (3) 事業を適切に実施していくために進行管理を行います。
- (4) 進行管理は「都市機能の整った快適なまち推進懇話会」からの意見聴取を踏まえ、毎年度実施します。

第2章 都市機能の整った快適なまちにするために

2-1 4つの基本目標

都市機能の整った快適なまち推進プランでは、「逗子市総合計画（実施計画第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 4 都市機能の整った快適なまち）」において掲げられた基本構想の取り組みの方向の具現化を目指します。そのために、4つの基本目標を定め、目標毎に関連する事業を推進していきます。

(1) 都市環境の改善

良好な都市環境を確保するために、道路施設や下水道の適切な管理等と環境改善を図っていきます。

(2) バリアフリーのまちづくりの推進

高齢化の更なる進展や障がいのある人などの社会参加の機会の増加に対応するため、道路環境や公共施設のバリアフリー化の推進を図ります。

(3) 公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施

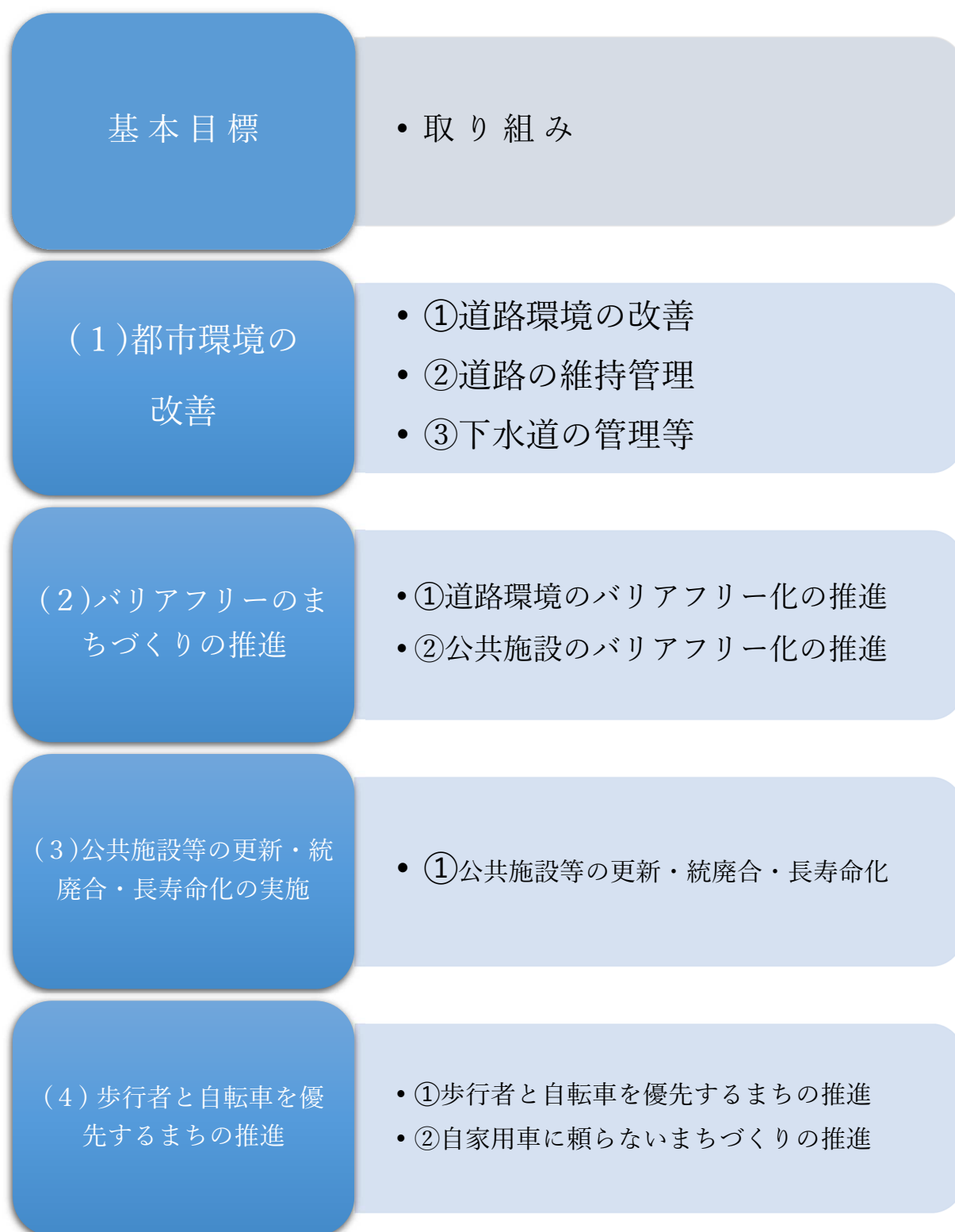
老朽化した公共施設等の更新時期を迎えるに当たり、将来の財政状況を勘案した上で、人口減少、少子高齢化の進展等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の推進を図ります。

(4) 歩行者と自転車を優先するまちの推進

人と環境にやさしい交通手段への転換として、効率的な自動車利用を推進するとともに、自動車交通がもたらす環境負荷を低減し、ウォークアブルなまちづくり*が求められています。また、今後の更なる高齢化を見据えた際の、自家用車に頼らずとも生活できる環境、そのための公共交通の持続可能性を高めることが求められています。

限られた道路空間の有効活用、自転車利用のルール・マナーの啓発、交通安全教室、コミュニティバス*等の持続可能な地域交通の導入など総合的に進めていきます。

2-2 プランの体系



2-3 基本目標を達成するための取り組みの内容（アクション）

2-3-1 基本目標(1)：都市環境の改善

良好な都市環境を確保するために、道路施設や下水道の適切な管理等と環境改善を図っていきます。

取り組み①：道路環境の改善

◎ 重点事業1

アクション	狭あい道路*の整備	所管名	都市整備課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路について、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、また、緊急車両の通行の必要性から、狭あい道路整備事業により道路の拡幅や隅切り等の整備を行います。また、広報誌や特定行政庁である神奈川県との協力を得て、啓発を図っていきます。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・後退用地の寄附を前提に、既存の塀や生垣等の撤去費用を補助します。 ・測量、分筆・所有権移転等の登記手続きを市が行います。 ・後退用地の寄附をしない場合でも市で道路整備を行います。また、寄附の場合においても、期間短縮のため所有権移転登記を待たずに整備を行います。 ・事業者等が自ら後退部分の測量、分筆登記、整備工事を行った場合にも補助金を交付します。 ・建築確認申請が提出される際にパンフレットを交付するとともに、境界立会を行う際に隣地及び向かい側の土地所有者へ送付する立会依頼通知に事業概要を同封するなど、制度の周知に努めていきます。 		
関連計画等	神奈川県（逗子市）狭あい道路拡幅整備促進計画		
取り組み事業	狭あい道路整備事業		

◎ 重点事業2

アクション	道路沿いのがけ崩れ対策	所管名	都市整備課 防災安全課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有地に関しては、土地所有者に倒木のおそれのある木の伐採や崩落のおそれのある斜面の法面保護工事等についての防災工事費助成制度*や急傾斜地崩壊対策事業*の説明をしながら、適正な維持管理を行うよう促していきます。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種制度については、防災性の高いまちづくりを推進するために、ホームページや広報誌で啓発を図っていきます。 ・ 危険箇所については、自治会・町内会等や住民自治協議会等と連携して箇所の把握や周知を図っていきます。 ・ 防災工事費助成の手続きについては電子申請化を推進していきます。 ・ 幹線道路に面している崖については、定期点検調査を実施し、危険な箇所については所有者への適正な維持管理を行うよう通知をしていきます。 ・ 市が所有している道路法面と土木構造物の定期点検を実施していきます。 ・ 公共工事においては、景観に配慮した緑化工法等の検討を行います。 		
関連計画等	逗子市防災工事費助成金交付要綱、 逗子市安全安心アクションプラン		
取り組み事業	崖地対策事業		



【斜面の定期点検調査】

アクション	市内の交通環境の改善	所管名	都市整備課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逗子市総合計画等の関連計画を基に定めた逗子市基本方針を実現するために、公民連携プロジェクトによる取り組みを通じて、交通渋滞の緩和や安全で安心な歩行空間の確保、回遊性の向上や滞留スペースの創出のための整備を行います。 ・ 既設道路における、交通環境の支障となっている物件については、通知などを行い解消に向け取り組みます。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間ビル建設に併せ、公共的通路や公開空地の整備を行い、歩行空間の確保や回遊性の向上のための事業を行います。 ・ J R 逗子駅前広場やなぎさ通りにおいて拡幅等の道路の整備を行い交通渋滞の緩和に資する事業を行っていきます。 ・ 既設道路においては、樹木の張出しなどによる幅員減少など交通環境の支障となっている物件について所有者への通知などを行い解消に向け取り組みます。 		
関連計画等	逗子市総合計画およびその他関連する行政計画		
取り組み事業	道路改良事業		

取り組み②：道路の維持管理

アクション	都市機能を整える交通インフラ*の整備	所管名	都市整備課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・各個別計画に基づき、計画的な修繕工事を行っていきます。 ・個別計画に基づかない道路についても、道路の状態により修繕を行っていきます。 ・県道の拡幅等の整備について、国・県等関係機関に要請していきます。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画（舗装編）に基づき、計画的な舗装修繕工事を行っていきます。 ・県道 24 号の交通渋滞の緩和に向け、神奈川県に三浦半島中央道路*の早期着工を要請していきます。 ・橋りょう長寿命化修繕計画及びトンネル長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋りょう及びトンネルの修繕工事を行っていきます。 		
関連計画等	個別施設計画（舗装編）、逗子市橋りょう長寿命化修繕計画、逗子市トンネル長寿命化修繕計画		
取り組み事業	道路補修事業、道路舗装事業、道路改良事業		

アクション	道路アダプト団体*との協働による維持管理	所管名	都市整備課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等里親制度*を活用した市民協働による道路やポケットパーク*等の美化活動を推進していきます。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパーク等への花苗配布や消耗品の配布を行っていきます。 ・登録団体の高齢化や人手不足の声に対し、団体への支援等の検討や後継者の選出など声掛けを実施していきます。 		
関連計画等	逗子市道路等里親制度実施要綱		
取り組み事業	道路維持管理事業		

アクション	街路樹の計画的な管理	所管名	都市整備課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等を通行する車両や歩行者の安全を確保するために、街路樹を適正に管理していきます。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・既存街路樹の維持管理や整枝剪定を実施する際には地元自治会・町内会等と協議のうえ、剪定を実施していきます。 ・街路樹診断で不健全となった街路樹については伐採を実施していきます。 ・老朽化した街路樹の多い地域では、自治会・町内会等と協議しながら計画的な植え替えを行っていきます。 		
関連計画等	—		
取り組み事業	街路樹維持管理事業		



【街路樹 久木ハイランド桜並木】

取り組み③：下水道の管理等

◎ 重点事業3

アクション	下水処理場等の再整備	所管名	下水道課
取り組みの方向	・老朽化した下水処理場の再整備を具現化させるための調査・検討を進めていきます。		
具体的施策	・基本計画を策定するとともに、下水道事業計画を変更します。 ・事業手法として官民連携事業の導入を検討していきます。		
関連計画等	公共下水道事業経営戦略		
取り組み事業	下水道施設再整備事業		



【浄水管理センター 現況写真】

アクション	下水道施設の長寿命化対策	所管名	下水道課
取り組みの方向	・ストックマネジメント計画*に基づき、処理施設・設備及び管路の改築・更新工事を施行し、機能維持を図ります。		
具体的施策	・老朽化した各施設の点検調査を行い、ストックマネジメント計画の立案（必要に応じて見直し）を行います。 ・計画に基づき、設計、工事を行います。		
関連計画等	公共下水道事業経営戦略、下水道ストックマネジメント計画		
取り組み事業	長寿命化対策事業		

アクション	下水道施設の地震対策	所管名	下水道課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・総合地震対策計画に基づき、地震対策を行います。 ・地震時に管路の流下機能の確保を図るため、現況調査、耐震性能詳細診断を行い、耐震性能が不足する箇所の工事を行います。 ・防災拠点・避難所に貯留型のマンホールトイレシステム*を設置します。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・総合地震対策計画の立案（必要に応じた見直し）を行います。 ・計画に基づき、管路施設の調査・耐震診断を行い、対策が必要な箇所の選定を行います。 ・選定された箇所の対策を検討し、設計、工事を行います。 		
関連計画等	公共下水道事業経営戦略、下水道総合地震対策計画		
取り組み事業	地震対策事業		

アクション	合流式下水道の改善対策	所管名	下水道課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイランド地区において雨水管渠等を整備し、分流化を進めます。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・合流改善対策計画に基づき、側溝整備を行います。 		
関連計画等	公共下水道事業経営戦略、合流式下水道緊急改善計画		
取り組み事業	合流改善対策事業		

3-2 基本目標(2)：バリアフリーのまちづくりの推進

高齢化の更なる進展や障がいのある人などの社会参加の機会の増加に対応するため、道路環境や公共施設のバリアフリー化の推進を図ります。

取り組み①：道路環境のバリアフリー化の推進

アクション	無電柱化の推進	所管名	都市整備課
取り組みの方向	・幹線道路(市道)の無電柱化を推進することで、歩行空間のバリアフリー化を行っていきます。		
具体的施策	・なぎさ通りにおいて、無電柱化に向けて調査・研究を行っていきます。		
関連計画等	—		
取り組み事業	道路改良事業		

アクション	市道のバリアフリー化	所管名	都市整備課
取り組みの方向	・「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、市道のバリアフリー化を行っていきます。		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・なぎさ通りにおいて無電柱化や公開空地における歩道の整備を検討していきます。 ・バリアフリー新法に基づいた、バリアフリー基本構想の策定検討を行っていきます。 		
関連計画等	逗子市交通バリアフリー基本構想		
取り組み事業	道路改良事業		

◎ 重点事業 4

アクション	国・県道のバリアフリー化	所管名	都市整備課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が狭い県道について、無電柱化の検討も含め、神奈川県へバリアフリー化を行っていくよう要望していきます。 ・金沢新道踏切の改良について神奈川県へ要望を行い、バリアフリー化を推進します。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・JR や県に働きかけ金沢新道踏切の歩道拡幅工事を行います。 		
関連計画等	—		
取り組み事業	道路改良事業		



【金沢新道踏切 現況写真】

取り組み②：公共施設のバリアフリー化の推進

アクション	市民協働による公共施設のバリアフリー化の推進	所管名	障がい福祉課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者、高齢者その他の日常生活または社会生活に身体等の機能上の制限を受ける者が公共施設を安全かつ快適に利用できるよう整備を進めることについて、逗子市公共施設整備バリアフリー懇話会にて意見聴取を行うことで、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れたバリアフリー化を図っていきます。特に避難施設については、積極的にバリアフリー化を進めていきます。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新築等をする時に、市民や高齢者、障がい者等の代表を含む懇話会を開催し意見を聴取してこれを当該施設整備に反映することにより、施設のバリアフリー化を進めていきます。 		
関連計画等	逗子市障がい者福祉計画		
取り組み事業	障がい者の住みよいまちづくり推進事業		

(5) 2-3-3 基本目標(3)：公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施

老朽化した公共施設等の更新時期を迎えるに当たり、将来の財政状況を勘案した上で、人口減少、少子高齢化の進展等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の推進を図ります。

取り組み①：公共施設等の更新・統廃合・長寿命化

アクション	逗子市公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設等の統廃合・長寿命化	所管名	財政課、総務課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを中長期的な経費や充当可能な財源見込み等も勘案し計画的に行います。 ・今後の具体的な取り組みは、逗子市公共施設等総合管理計画に位置付けられた個別施設計画で行い、進行管理は逗子市行財政改革推進本部で行います。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全の考え方に基づき、老朽化した公共施設の整備を確実に行っていくため、逗子市公共施設整備計画において、各施設の整備について位置付け、計画的に整備を進めていきます。 		
関連計画等	逗子市公共施設等総合管理計画 逗子市公共施設整備計画ほか個別施設計画		
取り組み事業	逗子市公共施設整備計画ほか個別施設計画に基づいた事業		

◎ 重点事業5

アクション	東逗子地域の活性化をめざした JR 東逗子駅前活用事業の推進	所管名	企画課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用して、公共施設を集約するとともに、逗子のまちづくりに求められる複合施設として整備することで、駅周辺の快適性、利便性の向上及び地域の活性化を図ります。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東逗子駅前に市内に点在する公共施設を集約・複合化した施設を整備します。 ・ 東逗子ふれあい広場として様々な用途で利用されている事業予定地の空地部分について、公共空間と一体的な空間を構成して多様な活動に利用できる広場として新たに整備します。 		
関連計画等	JR 東逗子駅前用地活用事業基本構想 JR 東逗子駅前用地活用事業基本計画		
取り組み事業	JR 東逗子駅前用地活用事業		



【 JR 東逗子駅前用地 現況写真】

(6) 2-3-4 基本目標(4)：歩行者と自転車を優先するまちの推進

人と環境にやさしい交通手段への転換として、効率的な自動車利用を推進するとともに、自動車交通がもたらす環境負荷を低減し、ウォークアブルなまちづくりが求められています。また、今後の更なる高齢化を見据えた際の、自家用車に頼らずとも生活できる環境、そのための公共交通の持続可能性を高めることが求められています。

限られた道路空間の有効活用、自転車利用のルール・マナーの啓発、交通安全教室、コミュニティバス等の持続可能な地域交通の導入など総合的に進めていきます。

取り組み①：歩行者と自転車を優先するまち推進事業の促進

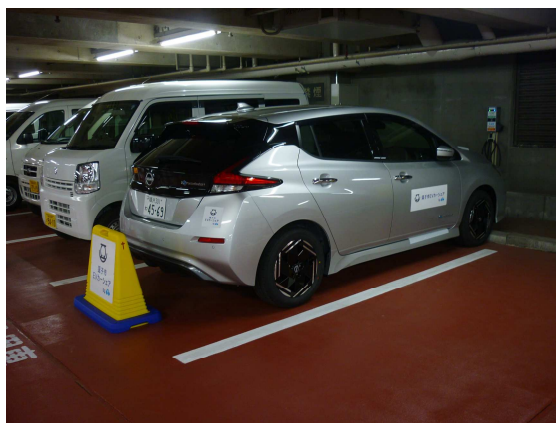
◎ 重点事業6

アクション	歩行者と自転車を優先するまちの推進	所管名	環境都市課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な立場の方が安全で快適に利用できる交通環境を作るため、市民参加・参画の下、地域で交通問題に取り組む仕組みづくりを進める。 ・自動車利用の際、事故、混雑、環境負荷を軽減するために、歩行者、自転車、自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行う。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マーク設置の調整を行います。 ・自転車等の正しい利用方法に関するキャンペーン、教室の開催など、周知、啓発に努めます。 ・主に児童、高齢者を対象とした交通安全教育を進めます。 ・駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行います。 		
関連計画等	逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン		
取り組み事業	歩行者と自転車を優先するまち推進事業		

取り組み②：自家用車に頼らないまちづくりの推進

◎ 重点事業 7

ア ク シ ョ ン	自家用車に頼らないまちづくりの推進 (公共交通機関の利用を促進するシステムに関する取り組み) (未来技術の活用に向けた取り組みの推進)	所管名	環境都市課
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進、シェアサイクル*・カーシェアリング*の検討など、環境への負荷を低減し、自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに取り組む。 ・交通を地域の暮らしと一体として捉え、コミュニティバス等の持続可能な地域交通の導入に向け、市と地域が協働して行う取り組みを推進する。 ・バス、電車等の公共交通機関の利用を促進するシステムの実施を検討する。 		
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス等の持続可能な地域交通の導入に向け、実証運行を実施するなど、取り組みを進めていきます。 ・シェアサイクル事業の実証実験を実施し、環境の負荷低減及び自家用車からの代替利用による交通渋滞の解消、公共交通の機能の補完等に資する新たな市の交通システムとしてのシェアサイクルの有効性及び課題を検証します。 ・公用車を活用したEVカーシェアリング事業やシェアサイクル事業により、電気自動車の普及促進、シェアリングの利用促進を図り、併せてゼロ・カーボン・ドライブ*の推進を図ります。 		
関連計画等	逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン		
取り組み事業	公共交通拡充支援事業		



【公用車を活用したEVカーシェアリング事業】

2-4 重点事業

第2章の2-3までに示した取り組みの内容（アクション）のうち、逗子市総合計画における中期実施計画期間中に優先的に具体化するものとして選定した事業を重点事業に位置付け、進捗管理をしながら計画的に進めます。

重点事業1-基本目標(1)都市環境の改善

アクション	狭あい道路の整備	所管名	都市整備課
事業概要	<p>目的：狭あい道路を4m以上に拡幅し、防災活動や生活環境を向上させる 対象：狭あい道路に接する土地所有者等 手段：後退部分の道路整備を行うとともに、後退用地の寄附を前提に、既存の塀や生垣等の撤去費用の補償、さらに測量、分筆・所有権移転等の登記手続きを市が行う。 また、事業者等が自ら後退部分の測量、分筆、寄附及び整備を行った場合にも補助金を交付する。</p>		
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路について、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、また、緊急車両の通行の必要性から、狭あい道路整備事業により道路の拡幅や隅切り等の整備を行います。 ・広報誌や特定行政庁である神奈川県との協力を得て、啓発を図っていきます。 		
計画期間における主な事業内容 2024(令和6)年度～ 2029(令和11)年度	<ul style="list-style-type: none"> ○道路中心線と後退線の確定業務 ○後退用地の測量、分筆登記及び所有権移転 ○後退用地の舗装工事 ○事業者等が自ら測量、分筆、寄附及び整備を行った場合には補助金を交付 ○建築確認申請時や境界立会時に近隣土地所有者にパンフレットを交付し制度の周知に努める。 		
関連計画等	神奈川県（逗子市）狭あい道路拡幅整備促進計画		
取り組み事業	事業名：狭あい道路整備事業		
	経過【2019（令和元）年度】	狭あい道路整備の申請件数が190件	
	現状【2023（令和5）年度】	狭あい道路整備の申請件数：248件 市道の狭あい道路の割合：65.46%	
目標【2029（令和11）年度】	狭あい道路整備の申請件数が308件になっている。 市道の狭あい道路の割合が、65%以下になっている。		

重点事業 2－基本目標(1)都市環境の改善

アクション	道路沿いのがけ崩れ対策	所管名	都市整備課 防災安全課
事業概要	<p>目的：道路沿いのがけ崩れ対策 対象：道路を通行する車両や歩行者 手段：民有地に関して適正な維持管理を行うよう促していく。また、防災性の高いまちづくりを推進するために、ホームページや広報誌等で啓発を図っていく。なお、危険個所については、自治会・町内会等や住民自治協議会と連携して箇所の把握や周知を図っていく。</p>		
取り組みの方向	<p>・民有地に関しては、土地所有者に倒木のおそれのある木の伐採や崩落のおそれのある斜面の法面保護工事等についての防災工事費助成制度*や急傾斜地崩壊対策事業*の説明をしながら、適正な維持管理を行うよう促していきます。</p>		
計画期間における主な事業内容 2024(令和6)年度～ 2029(令和11)年度	<p>○防災工事費助成制度の活用の推進 ○急傾斜地崩壊対策事業の活用の推進 ○ホームページや広報誌等での周知 ○自治会・町内会等や住民自治協議会との連携による危険個所の把握及び周知 ○防災工事費助成の手続きについての電子申請化の推進 ○定期点検調査の実施 ○道路法面・土木構造物点検の実施</p>		
関連計画等	<p>・逗子市防災工事費助成金交付要綱 ・逗子市安全安心アクションプラン</p>		
取り組み事業	事業名：崖地対策事業		
	経過【2019（令和元）年度】	15件	
	現状【2023（令和5）年度】	21件（中期実施計画初年度）	
	目標【2029（令和11）年度】	防災工事費助成件数が中期実施計画累計で182件となっている。	

重点事業 3－基本目標(1)都市環境の改善

アクション	下水処理場等の再整備	所管名	下水道課
事業概要	目的： 老朽化が進行する下水道施設を再整備することにより、持続的な事業運営を図る。 対象： 下水道を利用する市民 手段： 再整備を具現化させるための調査・検討等を進める。		
取り組みの方向	・老朽化した下水処理場の再整備を具現化させるための調査・検討を進めていきます。		
計画期間における主な事業内容 2024(令和6)年度～ 2029(令和11)年度	○浄水管理センターに関する基本事項の検討 ○基本計画の策定、下水道事業計画の変更 ○官民連携事業の導入		
関連計画等	公共下水道事業経営戦略、		
取り組み事業	事業名：下水道施設再整備事業		
	経過【2019（令和元）年度】	基本事項を検討中	
	現状【2023（令和5）年度】	基本事項を検討中	
	目標【2029（令和11）年度】	官民連携による再整備方針が確定している。	

重点事業 4－基本目標(2)バリアフリーのまちづくりの推進

アクション	国・県道のバリアフリー化	所管名	都市整備課
事業概要	目的：JR 逗子駅に近接している県道である金沢新道踏切のバリアフリー化を推進する 対象：JR、県、市民 手段：JR や県に働きかけ、金沢新道踏切の歩道拡幅工事を行う		
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が狭い県道について、無電柱化の検討も含め、神奈川県へバリアフリー化を行っていくよう要望していきます。 ・金沢新道踏切の改良について神奈川県へ要望を行い、バリアフリー化を推進します。 		
計画期間における主な事業内容 2024(令和6)年度～ 2029(令和11)年度	<ul style="list-style-type: none"> ○JR や県への働きかけ ○JR、県、市の3者協議 ○JR、県による金沢新道踏切の歩道拡幅工事 		
関連計画等	—		
取り組み事業	事業名：道路改良事業		
	経過【2019（令和元）年度】	—	
	現状【2023（令和5）年度】	協議中	
	目標【2029（令和11）年度】	金沢新道踏切について改良工事が完了している。	

重点事業 5－基本目標(3)公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施

アクション	東逗子地域の活性化をめざした JR 東逗子駅前活用事業の推進	所管名	企画課
事業概要	<p>目的：JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用して、公共施設を集約するとともに、逗子のまちづくりに求められる複合施設として整備することで、駅周辺の快適性、利便性の向上及び地域の活性化を図ります。</p> <p>対象：市、市民、事業者</p> <p>手段：ワークショップや市民説明会、パブリックコメントを実施し、用地活用のための基本計画を策定する。</p> <p>補助金（都市構造再編集中支援事業）を活用し、施設設計・整備を行う。</p>		
取り組みの方向	JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用して、公共施設を集約するとともに、逗子のまちづくりに求められる複合施設として整備することで、駅周辺の快適性、利便性の向上及び地域の活性化を図ります。		
計画期間における主な事業内容 2024(令和6)年度～ 2029(令和11)年度	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金（都市構造再編集中支援事業）申請（2024年度） ○施設整備に係る基本設計・実施設計（2024年度～2025年度） ○施設整備工事（2026年度～2027年度） ○供用開始（2027年度） 		
関連計画等	<p>JR 東逗子駅前用地活用事業基本構想</p> <p>JR 東逗子駅前用地活用事業基本計画</p>		
取り組み事業	事業名：JR 東逗子駅前用地活用事業		
	経過【2019（令和元）年度】	基本構想（案）を検討中	
	現状【2023（令和5）年度】	施設整備が実施されていない。	
	目標【2029（令和11）年度】	JR 逗子駅前用地活用に係る構想、計画のもと、2027年度末までに整備した施設が利用されている。	

重点事業6－基本目標(4) 歩行者と自転車を優先するまちの推進

アクション	歩行者と自転車を優先するまちの推進	所管名	環境都市課
事業概要	<p>目的：安全で快適な歩行空間を創出する。適切な自転車利用ができる環境づくり。</p> <p>対象：歩行者、自転車、公共交通、自動車など市内の道路を利用する者及び市民、警察、行政、商店会、交通事業者などの関係機関等</p> <p>手段：歩行空間における支障物の解消、歩行者優先の周知・啓発活動、楽しんで歩ける環境づくり。自転車利用環境の向上、ルール・マナーの効果的な周知と啓発、自転車を楽しむ風土づくり</p>		
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な立場の方が安全で快適に利用できる交通環境を作るため、市民参加*・参画の下、地域で交通問題に取り組む仕組みづくりを進める。 ・自動車利用の際、事故、混雑、環境負荷を軽減するために、歩行者、自転車、自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行う。 		
計画期間における主な事業内容 2024(令和6)年度～ 2029(令和11)年度	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車等利用のルール、マナーの徹底した周知 ○カーフリーデーの実施（共催） ○次期アクションプランの策定 ○市内の交通環境円滑化に必要な調査等 		
関連計画等	逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン		
取り組み事業	事業名：歩行者と自転車を優先するまち推進事業		
	経過【2019（令和元）年度】	アクションプランを策定した	
	現状【2023（令和5）年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域の現在のイメージで、「歩行者や車イスの人が安全に出歩けるまち」と回答する人の割合3.3% ・居住地域の現在のイメージで、「自転車を利用しやすいまち」と回答する人の割合9.1% 	
目標【2029（令和11）年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域の現在のイメージで、次に掲げる項目の数値を達成する。 ・「歩行者や車イスの人が安全に出歩けるまち」と回答する人の割合が10%以上になっている。 ・「自転車を利用しやすいまち」と回答する人の割合が10%以上になっている。 		

重点事業 7－基本目標(4) 歩行者と自転車を優先するまちの推進

ア ク シ ョ ン	自家用車に頼らないまちづくりの推進 (公共交通機関の利用を促進するシステムに関する取り組み) (未来技術の活用に向けた取り組みの推進)	所管名	環境都市課
事 業 概 要	目的：公共交通アクセス手段の向上。自動車に頼りすぎない仕組みづくりの実現。 対象：歩行者、自転車、公共交通、自動車など市内の道路を利用する者及び市民、警察、行政、商店会、交通事業者などの関係機関等 手段：コミュニティバス*等の持続可能な地域交通の導入。公共交通の利用促進。車の利用方法の見直し。		
取 り 組 みの 方 向	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用促進、シェアサイクル・カーシェアリングの検討など、自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに取り組む。 交通を地域の暮らしと一体として捉え、コミュニティバス*等の持続可能な地域交通の導入に向け、市と地域が協働して行う取り組みを推進する。 バス、電車等の公共交通機関の利用を促進するシステムの実施を検討する。 		
計画期間における主な 事業内容 2024(令和6)年度～ 2029(令和11)年度	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバス等の持続可能な地域交通の導入 ○公共交通機関の利用促進 ○シェアサイクル事業の実証実験 ○公用車を活用したEVカーシェアリング事業 ○バス、電車等の公共交通機関の利用を促進するシステムの検討 		
関 連 計 画 等	逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン		
取 り 組 み 事 業	事業名：公共交通拡充支援事業		
	経過【2019(令和元)年度】	地域主体の新たな公共交通導入に向けて、先進事例調査や関係機関、自治会・町内会等との協議を行い、令和2年度にデマンド型乗合タクシーの実証実験を実施するための準備を行った。	
	現状【2023(令和5)年度】	コミュニティバス等の持続可能な地域交通の実証運行の検討中	
目標【2029(令和11)年度】	持続可能な地域交通が導入されている。		

用語解説

以下に記述する用語の解説は、本計画においての解釈を示すもので、一般的な見解や他の行政計画とは異なる場合があります。

なお、解説のある用語は、本文中に「*」を付しています。

あ行

■ ウォークアブルなまちづくり【うおーかぶるなまちづくり】

車主役の街路空間を人中心の空間に転換することで、人々のまちなかでの回遊を促し、新たな出会い・気付き・動きを生み出す、居心地の良い歩きたくなる空間形成を図ること。

か行

■ カーシェアリング【かーしえありんぐ】

利用者同士で自動車の共同利用を行う制度。1台の車両を共同利用することにより、自動車総量の削減を図り、また、電気自動車等を共同利用することで環境影響の抑制にも寄与することができる。

■ 急傾斜地崩壊対策事業【きゅうけいしゃちほうかいたいさくじぎょう】

急傾斜地の保全等は、土地の所有者が自ら行うのが原則であるが、施工には多大な費用と高度な技術力を必要とする。そこで神奈川県では、土地の所有者等からの要望を受けて、一定の要件（傾斜角度が30度以上、高さが5m以上、急傾斜地の崩壊により危害が生ずる恐れがある人家が5戸以上等）を満たすがけ崩れの恐れがある地域を「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、土地の所有者等に代わり、急傾斜崩壊防止施設の設置工事を実施する事業。

■ 狭あい道路【きょうあいどうろ】

建築基準法第42条第2項に規定する道路幅員が4メートル未満の道路で特定行政庁が指定したもの。

■ 交通インフラ【こうつういんふら】

インフラと呼ばれる設備等のうち、社会生活を支える基盤設備のうち道路、橋りょう、トンネル等の交通関連施設のことをいう。

■ コミュニティバス【こみゆにていーばす】

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するもの。一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む）や市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送がある。

さ行

■ シェアサイクル【しえあさいくる】

一定のエリア内に配置された複数のサイクルポート(自転車の貸出・返却拠点)にて自由に自転車を貸出・返却できる交通手段。レンタサイクルとは異なり、借りた場所と異なる任意のサイクルポートに返却することができる。

■ スtockマネジメント計画【すとつくまねじめんとけいかく】

目標とする明確なサービス水準を定め、その状態を点検及び調査等によって客観的に把握及び評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検及び調査、修繕及び改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

■ ゼロ・カーボン・ドライブ【ぜろ・かーぼん・どらいぶ】

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)と電気自動車等を活用した、走行時の二酸化炭素排出量がゼロのドライブ。

た行

■ 道路アダプト団体【どうろあだぶとだんたい】

アダプトとは、英語で〇〇を「養子」にする という意味です。

道路アダプト団体とは、道路を「養子」にみたとて、市民がボランティアとして里親になり「養子」である道路の美化・維持管理を自主的・主体的に行う団体。

■ 道路等里親制度【どうろとうさとおやせいど】

市民がボランティアとして里親になり、道路の美化・維持管理を自主的・主体的に行い、市がこれを支援してくる制度。

は行

■ バリアフリー【ばりあふりー】

年齢や能力に関わりなく、自由に活動し快適に暮らしていくために、物理的、制度的、精神的な障壁、障害、不便(バリア)を取り除いて(フリー)いこうとする考え方。

■ 防災工事費助成制度【ぼうさいこうじひじょせいせいど】

逗子市防災工事費助成金交付要綱に基づき、がけ崩れや水害などを防ぐため、工事費の一部を助成する制度。

■ ポケットパーク【ぼけつとぱーく】

道路の余地に植栽や修景施設などとベンチ等の休憩施設を造り、道路に潤いを与えるようにするもの。

ま行

- **マンホールトイレシステム【まんほーるといれしすてむ】**

マンホール上に便座やパネルを設け、災害時に迅速にトイレ機能を確保するものです。

- **三浦半島中央道路【みうらはんとうちゅうおうどうろ】**

三浦半島中央道路は、逗子市桜山を起点とし、横須賀市山科台に至る幹線道路で、東京・横浜方面と三浦半島の西海岸方面との交通の利便性を高めるなど、三浦半島の広域的なネットワークを形成する重要な路線。現在、逗子市桜山から葉山町長柄の区間と、横須賀市湘南国際村 1 丁目から横須賀市山科台の区間において、神奈川県が関係市町と連携を図りながら、事業実施に向けて各種調査を実施している。

や行

- **ユニバーサルデザイン【ゆにばーさるでざいん】**

すでにあるバリア(障壁、障害、不便)を取り除くというバリアフリーの考え方をさらに進めて、はじめから年齢や能力に関わりなく、すべての人に快適な環境空間づくりを行っていかうとする考え方。

令和6年2月発行 発行：逗子市 編集：環境都市部都市整備課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 電話：046-873-1111（代）

E-Mail：seibi@city.zushi.lg.jp